

高知市立小学校及び義務教育学校前期課程における教育実習及び養護実習に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、当分の間、高知市立小学校及び義務教育学校前期課程において、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条に規定する教育実習及び同施行規則第10条に規定する養護実習（以下「教育実習等」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育実習等希望者の要件)

第2条 高知市立小学校及び義務教育学校前期課程において教育実習等の実施を希望する者は、次の各号に掲げる要件を具備する者でなければならない。ただし、この項に規定する要件に準ずる要件を具備していると高知市教育長（以下「教育長」という。）が特に認めた者については、この限りではない。

- (1) 高知市立小学校及び義務教育学校前期課程を卒業した者であること。
- (2) 大学等の事情により高知市立小学校及び義務教育学校前期課程以外で教育実習等を行うことがきわめて困難であると認められる者であること。
- (3) 高知県公立学校教員選考審査を受審する者であること。

(内諾申請)

第3条 高知市立小学校及び義務教育学校前期課程において教育実習等の実施を希望する大学は、前項に規定する要件を具備すると認められる学生ごとに、第1号様式又は大学の規定による教育実習等内諾申請書に必要事項を記入し、教育実習等を希望する学校長に提出しなければならない。

(実施内諾)

第4条 学校長は、その承認、不承認を決定し、承認した者については、当該大学宛てに第2号様式又は大学の規定による教育実習等内諾書を交付するものとする。

2 教育実習の時期は当該学校長の定めるものとする。

(実施申請)

第5条 前条の規定により内諾を得た者は、第3号様式又は大学の規定による教育実習等承認申請書に必要事項を記入し、教育実習等内諾書の写しを添えて、教育長に提出しなければならない。

(実施承認)

第6条 教育長は、その承認、不承認を決定し、承認した者については、当該大学宛てに第4号様式又は大学の規定による教育実習等承認書を交付するものとする。

(大学の遵守事項)

第7条 教育実習等に関しては、本来大学側が責任をもって実施すべきものであることに鑑み、教育実習等を希望する大学は、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱の規定に従うこと。
- (2) 教育実習等のオリエンテーションに万全を期すること。
- (3) 教育実習等の全体計画書を提出すること。
- (4) その他、教育長が必要と認める事項

2 前項に規定する遵守事項に違反したときは、教育長は当該大学について教育実習等の実施承認を取り消すことができる。

(教育実習生及び養護実習生の遵守事項)

第8条 教育実習生及び養護実習生は、教育者としての良識にもとることのないよう、言動や服装等についても十分留意するとともに、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱の規定に従うこと。
- (2) 実習校の校長の指示に従うこと。
- (3) その他、教育長が必要と認める事項

2 前項に規定する遵守事項に違反したときは、教育長は、教育実習等の実施承認を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。